

令和 7 年 11 月 14 日
住宅局 建築指導課
参事官（建築企画担当）付

建築基準適合判定資格者等の登録等をオンラインで行う場合の手数料額について ～「建築基準法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～

建築基準適合判定資格者等の登録手数料額を定める「建築基準法施行令の一部を改正する政令」が、本日（11月14日）、閣議決定されました。

1. 背景

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の国土交通大臣の登録申請等については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、オンライン化対象手続として位置づけられ、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンラインによる受付を令和7年12月1日に開始することを予定しているところです。これにより、登録又は登録証の訂正若しくは再交付に係る作業時間が短縮されること等を踏まえ、実費を勘案して定めることとしているこれらの資格者の登録手数料の額について、所要の見直しを行います。

2. 政令の概要

建築基準法施行令第136条の2の19において定める建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録又は登録証の訂正若しくは再交付に係る手数料の額について、オンラインによる申請を行った場合の額を以下のとおり定めることとします。

- ①建築基準適合判定資格者：1万3千円（※ 紙申請の場合は、従来どおり1万5千円）
- ②構造計算適合判定資格者：1万円（※ 紙申請の場合は、従来どおり1万2千円）

（※）オンライン申請の方法について、①については[こちら](#)、②については[こちら](#)をご参照ください。

3. スケジュール

公布：令和7年11月19日（水）
施行：令和7年12月1日（月）

【問い合わせ先】

<①に関する事>

住宅局建築指導課 企画専門官 野口（内線 39520）、係長 小林（内線 39539）
電話 代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8513

<②に関する事>

住宅局参事官（建築企画担当）付 企画専門官 上野（内線 39532）、係長 久保（内線 39537）
電話 代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8126

<全体に関する事>

住宅局建築指導課 課長補佐 新井（内線 39517）、係長 外山（内線 39555）
電話 代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8513



建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 建築基準適合判定資格者等の登録手数料額について

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録又は登録証の訂正若しくは再交付に係る申請を、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額を定める。(第百三十六条の二の十九関係)

2 施行期日

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。(附則関係)

政令第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の六十五（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二の十九第一項中「一万五千円」の下に「（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。次項において同じ。）による場合にあつては、一万三千円）」を加え、同条第二項中「一万二千円」の下に「（電子申請による場合にあつては、一万円）」を加える。

附 則

この政令は、令和七年十二月一日から施行する。

理由

建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録等に係る申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の額を定める必要があるからである。

建築基準法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）（本則関係） 1

○ 建築基準法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第七章の七 建築基準適合判定資格者等の登録手数料 第三百三十六条の二の十九 法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万五千元（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。次項において同じ。）による場合にあつては、一万三千元）とする。 2 法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万二千元（電子申請による場合にあつては、一万円）とする。	第七章の七 建築基準適合判定資格者等の登録手数料 第三百三十六条の二の十九 法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万五千元とする。 2 法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万二千元とする。